

**東北地方の高速道路の無料措置  
原発事故により避難されている方の支援の見直しについて**

**1. 見直しの開始日**

平成24年4月28日（土） 0時

（注）原発事故により避難されている方の支援は平成24年9月30日（日）24時まで実施されます。

**2. 対象者の見直し**

居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方が対象に追加されます。

《必要な書面》

出口料金所においては、入口料金所で受け取った通行券とあわせて、以下の書面をご提示して頂く必要があります。

なお、ご提示して頂く書面については原本（コピー不可）になります。

必 要 な 書 面
①居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面
②本人確認ができる公的書面 （運転免許証、パスポート、健康保険証 等の公的機関が発行するもの）

《必要な書面における注意事項》

上記①の公的書面における名義人と異なった方（ご家族）がご利用される場合は、特定避難勧奨地点に住所を有していたことを証する書面（住民票の写し、運転免許証 等の公的書面）が別に必要となります。

**3. 対象インターチェンジの見直し**

仮移転している町村役場の最寄りであるインターチェンジが追加されます。  
見直し後の対象インターチェンジは以下のとおりです。

【 対象インターチェンジ 】

道 路 名	現行の対象インターチェンジ	+	追加対象となるインターチェンジ
東北自動車道	本宮、二本松、福島西、福島飯坂、国見		郡山南、郡山、 <u>加須</u> ※
常磐自動車道	いわき中央、いわき四倉、広野、南相馬、相馬、山元		いわき湯本、 <u>桜土浦</u> ※
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東		会津若松

※ 加須IC及び桜土浦ICについては、双葉町から避難されている方に限り追加対象ICとなります。





【 位置図 】



※ 加須IC及び桜土浦ICについては、双葉町から避難されている方に限り追加対象ICとなります。

4. その他

- ◆ 4月28日(土)前後における無料措置の見直しの取り扱い  
 出口料金所の通過時刻が平成24年4月28日(土)0時以降の場合に、  
 見直し後の無料措置が適用となります。

4月27日(金)	0時	4月28日(土)
(追加される対象者、対象ICにかかる走行)  × 適用になりません。		
入口料金所 		出口料金所 (追加対象IC) ○ 適用になります。
入口料金所 (追加対象IC) 		出口料金所 ○ 適用になります。
入口料金所  (追加される対象者の走行)		出口料金所 ○ 適用になります。
	(追加される対象者、対象ICにかかる走行)  ○ 適用になります。	

※ 上記の走行例は、無料措置に必要な他の要件を満たしていることを前提としております。

- ◆ 対象車種、対象走行、ご利用方法等に変更はありません。

現行の取扱いについては、[参考](#)をご参照ください。

**東北地方の高速道路の無料措置**  
**現行の原発事故により避難されている方の支援の取り扱いについて**

**実施期間** : 平成24年4月1日(日)0時～平成24年9月30日(日)24時

**対象者** : 原発事故により避難されている方

原発事故により避難されている方とは、東日本大震災発生時(以下「被災時」といいます。)に、下表の国が定める原発事故の警戒区域及び計画的避難区域に指定されている地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域(以下「警戒区域等」といいます。)を生活の本拠としていた方をいいます。

**【 警戒区域等 】(福島県の対象市町村)**

南相馬市	【小高区の全部】 【原町区の全部】 鹿島区小島田 鹿島区塩崎 鹿島区大内 鹿島区烏崎 鹿島区川子 鹿島区南右田 鹿島区江垂 鹿島区寺内 市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班
浪江町	【全域】
双葉町	【全域】
大熊町	【全域】
富岡町	【全域】
楢葉町	【全域】
広野町	【全域】
葛尾村	【全域】
川内村	【全域】
飯館村	【全域】
田村市	都路町 船引町横道(中山字小塚、中山字下馬沢を含む) 常葉町堀田 常葉町山根 市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部
川俣町	山木屋 町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班

※ 実施期間中に警戒区域及び計画的避難区域の見直しが行われた場合においても、当面、対象となる避難者の範囲は変更されません。\*

**対象車種** : 全車種(避難されている方が運転又は同乗している車両)

**対象走行** : 下表の対象インターチェンジを入口または出口として通行料金を取り扱う走行

**【 無料措置の対象となるインターチェンジ 】**

道路名	対象インターチェンジ
東北自動車道	本宮、二本松、福島西、福島飯坂、国見
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東
常磐自動車道	いわき中央、いわき四倉、広野、南相馬、相馬、山元

必要な書面 : 出口料金所においては、入口料金所で受け取った通行券とあわせて、以下の書面をご提示して頂く必要があります。  
 なお、ご提示頂く書面については原本（コピー不可）になります。

【 原発事故の警戒区域等に居住されていた方 】

確認事項	必要な書面
①避難元 ※ 被災時の居住地（警戒区域等の住所）が記載されているもの	被災時に警戒区域等を生活の本拠としていたことの確認ができる書面 〔 住民票の写し、運転免許証、パスポート、健康保険証、罹災証明書、被災証明書 等の公的機関が発行するもの〕
②本人確認	運転免許証、パスポート、健康保険証 等の公的機関が発行するもの

- ※ 被災後に運転免許証を更新された場合は、被災時に警戒区域等を生活の本拠としていたことの確認ができません。  
 ご面倒でも別に避難元が確認できる書面をご用意ください。
- ※ 「罹災証明書」または「被災証明書」を、被災時に警戒区域等を生活の本拠としていたことの確認ができる書面としてご利用される場合、名義人（申請者）の住所により確認を行います。  
 罹災・被災された物件の所在地、被災場所は住所（居住地）には該当しませんのでご注意願います。

《 その他の注意事項 》

- ◆ ETCレーンをご利用いただけません。  
 入口、出口ともに **一般** と表示されたレーンをご利用ください。
  - ・ 入口をETCレーンでご利用された場合、無料措置の対象になりません。
  - ・ 入口を **ETC/一般** の混在レーンをご利用の際には、ETCカードを車載器から抜いてレーンに進入し、通行券をお取りください。  
 ETCカードを車載器に挿入したまま進入しますと、ETC扱いとなり無料措置の対象になりません。
- ◆ スマートICはご利用できません。
- ◆ 出口では必要な書面をご提示のうえ、原発事故による避難者である旨を出口係員にお申し出ください。
- ◆ 山形自動車道・日本海東北自動車道（湯殿山IC～酒田みなとIC）、米沢南陽道路、東京外環道等のNEXCO均一区間、首都高速、阪神高速など、対象ICを入口又は出口として一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。  
 またこれらの道路を経由した後のNEXCO道路の走行（首都高速を経由して東名高速道を走行した場合 等）は対象外になります。